

兵庫県立大学自己評価委員会規程

(趣旨)

第1条 兵庫県立大学に、教育研究水準の向上を図り、大学の社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを目的として、自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 自己点検・評価の項目の決定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価の結果の活用に関すること。
- (4) 自己点検結果の学外への評価委嘱に関すること。
- (5) その他自己点検・評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学部長、研究科長、研究所長その他の理事長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 理事長と協議の上、学長が指名する役員
- (6) 学長が指名する職員
- (7) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ識見を有する者のうちから、学長が必要と認めて委嘱する者

(任期)

第4条 前条第6号に定める委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が審議に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(学部等委員会)

第8条 各学部、各研究科、高度産業科学技術研究所及び自然・環境科学研究所（以下「学部等」という。）に、当該学部等における教育研究活動等の状況について点検及び評価を行うことを目的とする委員会（以下「学部等委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会の承認を得て、複数の学部又は研究科にまたがる学部等委員会を置くことができる。
- 3 学部等委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、当該学部等が定める。

(評価作業部会)

第9条 委員会は、評価に関する具体的事項の検討及び作業を行うことを目的とする部会（以下「評価作業部会」という。）を置くことができる。

- 2 評価作業部会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局教育企画部大学教育改革室教育改革課において行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。